

令和 7 年度（2025 年度）島根県立大学
国際関係学部 国際関係学科
国際関係コース

総合型選抜（自己推薦）

小論文

【解答時間 90分】

以下の注意事項をよく読んで指示に従うようにしてください。
指示に従わない場合は、不正行為と見なしますので、注意してください。

1. 解答開始の合図があるまで、問題冊子を開かないでください。許可なくこの問題冊子を開いた場合は、不正行為と見なします。
2. 解答時間は90分です。
3. 試験問題は、1ページから5ページです。解答開始の合図があった後、問題冊子を確認し、印刷不鮮明な箇所等があった場合は、直ちに申し出てください。
4. 解答用紙は2枚あり、問題冊子とは別になっています。解答は指定された解答用紙の解答欄に横書きで記入してください。
5. 受験番号、氏名は2枚の解答用紙の所定欄すべてに記入してください。
6. 問題冊子の余白を下書きに利用しても構いません。
7. 試験時間中の退出はできません。
8. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

問題 下の文章を読んで、後の問いに解答しなさい。なお、文章中の（注1）～（注11）は出題者が付したもので、文章の後にまとめて記載してある。

授業のはじめに、私は次のような質問を投げかける。

「日本は移民国家だと思いますか。あるいは非移民国家ですか。そう思う理由も考えてください」

まず多くの学生は、「日本は欧米のような移民国家ではない」「日本が島国だから移民を受け入れてきた歴史がない」と答える。

続けて、では「日本人とはどのように定義できるのか」と質問をする。すると、ある学生はアルバイト先で「日本語を流暢^{りゅうちょう}に話す外国人」に「もう日本人じゃん」と発したことを思い出し、無意識に「日本人と思う境界線」を引いていたと語った。

続けて私は、では「日系人」はどのような人びとを指すのかと問いかける。

私は歴史学を専門としているが、大学ではいろいろな授業を担当する。大学一年生にレポートの書き方から本の読み方を教えたり、史学科の学生と一次史料を読解したり、ときに日本の出入国管理の歴史をテーマにした授業も担当する。私にとって、授業をとおして学生と接することは貴重な機会だ。なぜなら、もちろん内容に多少なりとも興味や知識を持って受講を決める学生もいるが、その大半は授業をきっかけに学びたいなど、取り上げる主要トピックについて深くは知らないからだ。

それどころか、日本の入管^(注1)の歴史や人の移動の歴史や文化をテーマとした授業では、「最近外国人が増えてきて怖い」といった漠然とした不安や先入観を抱いていることも少なくない。人は自分がよく知らないことや直接的に関わらない物事に対して、自己の経験や印象をもとに語りがちだ。それにストレスのかかる重たい話題から距離を置き、日々を過ごすこともできる。私自身にもその節がある。だが、無関心であることそれ自体よりも、「わたし」とは一切無関係であると言い切れる問題など、果たしてあるのだろうかとも考える。

日本に住まい、日本人として生きてきた経験を辿ることは、自画像を描くことに似ていると思う。自画像は、鏡に映し出された自分自身の姿を通して自己を描く。自分自身を直接見ることはできないという現実に向き合うことから始まるのだ。そして不思議と、毎朝鏡に映し出される自分の印象が、その日の心の状態に左右され、全く同じように映らないこともある。自画像を描くには、外からの眺めだけではなく、内からも自分を見つめなければならぬのだ。私は授業をとおして、「日本人とは何か、日本社会とはどのような社会か」を学生とともに考える行為は、自分自身の輪郭を描き出す練習に近いのではないかと考えた。

（中略）

近代国家形成の初めには、国境を越える人びとの出入国の管理や、国民と外国人を差異化する制度は比較的緩やかであった。だが二度の世界大戦とその戦間期に、パスポートによる人流管理や国境警備の強化、そして国民と外国人とを区別する発想は強まった。

とくに植民地支配と戦争は人びとの移動の変遷と密接に関係してきた。多くの日本人が日本の勢力圏へ「植民」^(注2)として移動を経験した。その結果として日本の敗戦時、当時の人口の一割に及ぶ六六〇万以上の邦人（軍人・軍属^(注3)、一般邦人）が日本の領土外の「外地」^(注4)に居たのだ。

第二次大戦後の日本を取り巻き、人びとは「引揚げ」^(注5)・復員^(注6)、帰還、定着、残留」といった大規模な人口移動（再移動）を経験した。だが引揚げ状況は、敗戦後の冷戦を背景とする国際情勢の変動に大きく規定され、敗戦時の人びとの所在地域と身分によってさまざまであった。

とくに授業で、戸籍がないことで事実上日本国籍がないとみなされ、放置されたままのフィリピンの残留日本人や中国残留邦人およびその子孫である「残留二世」の戦後経験を取り上げた際に、ある学生が次のように述べたことが印象深かった。「戸籍や証明する文書がないからといって、日本人だった記録はなくなるはずなのに」。さらには明治期以降、ブラジルをはじめ北南米へ移住した沖縄県民の多くが戦後、里帰りや訪日を試みた際、出生届の未提出や戦火で戸籍原簿が焼失していたことが判明し、無戸籍であることが明らかとなった。このため、渡日を断念することもあった。

他方、植民地支配下に置かれた旧植民地出身者の移動については、日本帝国とその勢力圏内に大きく規定された。植民地期、朝鮮人および台湾人は日本国籍を有する帝国の「臣民」であった。彼らの移動は労務管理および治安維持の視点から管理された。朝鮮人の場合、日本敗戦時に朝鮮半島の外にいた人びとは東アジア地域に限っても数百万人に及んだ。そして各地域での引揚げ、帰還（強制送還を含む）、残留、定着を経て、在日朝鮮人や在満朝鮮人、中国朝鮮族、サハリン残留朝鮮人といった離散社会が生まれ、在外朝鮮人社会が形成された。

敗戦後の日本では、旧植民地出身者である朝鮮人および台湾人は「外地戸籍」^(注7)保持者として一九四七年に外国人登録令の対象となり^(注8)、一九五二年には法務府民事局長の通達^(注9)ひとつをもって日本国籍を離脱した。戸籍はまさに、戦後日本で誰が国民か否かを定義し、判断する基準として用いられた。それによって、「国籍条項」^(注10)という日本国籍を基準とした排斥が戸籍の原理に支えられながら続いた。このように、(A) 国籍と戸籍の密接な関係が日本国民概念と排他性を形成する一因となった。

他方で、戦後初期の日本域外における「日本人」の境界について見てみると、戦前に「帝国臣民」として強制的にサハリンに動員された朝鮮人は、日本人が引き上げるなかで帰還の対象外とされた。旧植民地出身者は、一九五二年の対日講和条約発効までは「日本国籍」を有しているとされていたにもかかわらずだ。ということは、一九五二年までに限って考えてみても、日本国籍保有＝日本人＝日本国民という図が成り立たず、国籍の定義も曖昧であった。この「朝鮮戸籍に登録された日本国籍を有する朝鮮人」の存在とは、どのように解釈することができるのだろうか。

また、「引揚者という言葉にも少し違和感をおぼえる。強制的な移動なのに、なぜ主体的

な意思があるような表現がなされているのだろうか」と述べた学生もいた。敗戦後の膨大な人びとの移動経験は「帰国事業」^(注11)や「引揚げ」といった言葉で表現され、国民国家形成の物語のなかで「正常」への回帰とみなされてきた。そしてその「正常」な状態から取りこぼされた人びとの経験は、戦後長らく忘却されてきた。

ある移動経験を、「自発的か、強制的か」で線引きする発想は、個々の移動経験や「他者」への想像の希薄化につながるおそれがある。とくに戦争や植民地支配、迫害、経済的困窮などの状況下で移動を余儀なくされた人びとにとって「引揚者」「移民」「難民」という言葉は、その苦悩や葛藤を十分に表現しきれていないものだ。

(中略)

(B) 日本は戦争や国際的な情勢の変化に伴い、その都度、状況に応じて移民を受け入れ、送り出してきた国である。それにもかかわらず、(C) 「日本は移民の国ではない」という言説と、それを支える「日本人」の自画像は今なお社会に根深く残っている。「二〇世紀初頭には、在外朝鮮人は日本に〇〇万人、同様に満州には〇〇万人、そして」と授業資料を作成しながら、ふと私の日本での家族史を振り返った。住所と国籍が一致しないまま、おおよそ一世紀にわたり日本に居るのだなと考えた。

自画像を描くことから、自己との対話が始まる。住んでいる場所、食べているもの、私たちの生活の隅々には他者との遭遇がある。かつて日本人が多く住んでいた団地は、今日では外国籍の住民が増え、ときに排外主義の標的にもなった。外国籍の住民が増えた団地では、「共生」と「環境」のどちらを優先すべきかという問題が議論されている。これは単に都市計画や団地運営の課題にとどまらず、社会全体のあり方に関わる重要な問いである。「日本人」の自画像は必ずしも「わたし」の自画像と一致するわけではなく、再構築可能であることを示唆している。

自画像を描くことで、自己と他者の関係を見つめ直す。壮大な問いでなくとも、少なくとも身近な「わたし」自身がどのようなものであるのかを知ること。この視点を授業で実践したいと考えているが、他者の思いをどれだけ受け止められているか自信はない。日々、その方法を模索している。

(出典：李英美『『日本人』の自画像を描く―戸籍・国籍・移動』『世界』岩波書店、第985号(2024年9月)、202-203、205-206、209頁。なお、出題にあたっては、文章の一部と見出し、注を省略した。)

(注1) 日本の入管……出入国管理のこと。

(注2) 「植民」……自国の植民地や属領に渡り、国家が推進する植民地・属領の開発・建設・経営活動に携わること、またはそうした活動に携わるために移住する人び

とを指す。他方で「移民」は国外への移住全般を指す。

- (注 3) 軍属……軍隊に属する軍人以外の者の総称で、軍施設内で一般事務や物資の補給管理など戦闘に直接かかわらない雑役に従事する。
- (注 4) 「外地」……第二次世界大戦以前、大日本帝国憲法施行以降に日本が統治した台湾、朝鮮、樺太（南樺太、ロシア名はサハリン）、関東州（遼東半島南部にあった日本の租借地）、南洋群島（国際連盟の委任統治制度の下で日本が統治した西太平洋赤道付近のミクロネシア諸島）をさす。他方、日本の本土（帝国議会で制定された法律が直接施行される地域）は「内地」と呼ばれた。
- (注 5) 引揚げ……外地に居住していた在外邦人が敗戦後に日本本土に帰国すること。
- (注 6) 復員……軍務を解かれて帰国・帰郷すること。
- (注 7) 「外地戸籍」……植民地別の戸籍制度（民族籍）に基づくもので、朝鮮戸籍と台湾戸籍は「外地戸籍」とされ、日本の戸籍（内地戸籍）と区別された。
- (注 8) 一九四七年に外国人登録令の対象となり……外国人登録令により、台湾人の一部と朝鮮人は、「当分の間、外国人とみなす」とされた。
- (注 9) 法務府民事局長の通達……サンフランシスコ講和条約発効直前に発せられたもので、講和条約発効によって朝鮮と台湾が日本の領土から分離されるために、朝鮮人と台湾人は日本国籍を喪失する、とされた。
- (注 10) 「国籍条項」……公権力の行使を含む業務を担当する公務員の任用には日本国籍をもつことを条件とすること。
- (注 11) 「帰国事業」……ここでは、第二次世界大戦末期のソ連による対日参戦で捕虜となった日本人の帰国事業、第二次世界大戦後に中国大陆に残留した日本人の帰国事業、1959 年から 1984 年にかけて在日朝鮮人とその家族が朝鮮民主主義人民共和国に集団移住した帰国事業（帰還事業）などを指す。

問いは次のページにあります。

- 問1** 下線部 (A) について、ここでの「排他性」とは具体的にどのようなことを指すと考えられるか、問題文の内容にそくして 180 字以内で説明しなさい。
- 問2** 下線部 (B) について、日本がどのように「状況に応じて移民を受け入れ、送り出してきた」のか、問題文の具体的な事例に言及しながら、280 字以内で説明しなさい。
- 問3** 下線部 (C) について、『日本は移民の国ではない』という言説と、それを支える『日本人』の自画像は、なぜ「今なお社会に根深く残っている」のか。あなたの考えを、これまで学んできた知識や学習内容と関連付けて、600 字以内で論じなさい。

(以下余白)